

・魚釣島には、かつて 248 人が居住

政府は閣議決定の翌年の 1896 (明治 29) 年に魚釣島、久場島、南小島、北小島の 4 島を古賀氏に 30 年の期限で無償貸与した。古賀氏はアホウドリの羽毛採取やカツオ節製造、サンゴの採集などの事業を経営し、従業員も住ませた。無償貸与期間が終わると、1 年ごとの有償契約を経て、1932 (昭和 7) 年には息子の善次氏に順次払い下げられた。魚釣島には**最盛期には 248 人が居住**したが、40 年ごろに古賀家の事業が撤退し、無人島となった。大正島は 1921 (大正 10) 年に国有地に指定された。

・尖閣諸島に領有権問題は存在せず

台湾と中国が 1971 (昭和 46) 年に相次いで尖閣諸島の領有権を主張したことを受けて、翌 72 年 3 月、日本の外務省は「基本見解」を発表した。

この見解では、1885 (明治 18) 年以降、再三の調査で「無主地」であることを確認して尖閣諸島を領土に編入する閣議決定をしたこと、95 年の日清戦争講和の下関条約に基づいて清国から割譲された台湾及び澎湖諸島には尖閣諸島が含まれないことを挙げて、中国、台湾の主張に反論している。

戦後の処理についても、サンフランシスコ平和条約で放棄した領土には含まれず、南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、沖縄返還協定で日本に施政権が返還された地域の中に含まれていることを指摘し、「以上の事実は、我が国の領土としての尖閣列島の地位を何よりも明瞭に示すものである」と締めくくっている。

以来、日本政府はこの見解に沿って、「尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかだ。現に有効に支配している。尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題はそもそも存在しない」という立場を貫いている。

・竹島の場合、日本が独立を取り戻す間隙をついた

だが、その竹島に対し、戦後、日本の植民地支配から脱した韓国が取った措置が、領有権問題に大きく影響している。

決定的となったのは、1952 (昭和 27) 年 1 月 18 日、韓国の李承晩 (イスンマン) 大統領が日本海上などに「**李承晩ライン**」を一方向的に設定し、ラインの内側となる韓国領に竹島を取り込んだことだ【51 頁地図参照】。

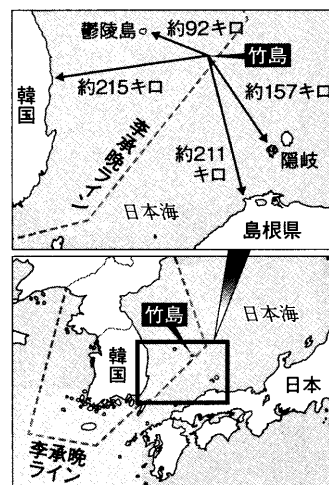
韓国が李承晩ラインを設定したのは、日本が戦後の独立を回復したサンフランシスコ平和条約発効 (1952 年 4 月) の直前で身動きがとれなかった時期で、いわば**日本が独立を取り戻す間隙をついた形だ**。54 年 6 月には、韓国沿岸警備隊が駐留部隊を派遣したと発表し、**不法占拠**が始まった。

戦後間もない 1945 (昭和 20) 年 9 月、連合国軍総司令部 (GHQ) は日本の漁船の操業区域を限定するため、いわゆる「**マッカーサーライン**」を設定し、そこでは竹島はラインの外側に置かれた。1946 (昭和 21) 年 6 月には連合国総司令部の「覚書」1033 号 (SCAPIN No.1033) で、日本の漁船は竹島から 12 マイル以内にならば近づかず、一切接触してはいけないとされた。

ただ、これは日本の国境や漁業権を最終決定するものではないともされ、サンフランシスコ平和

条約が発効して日本が主権を回復すれば、占領当局の措置としてのマッカーサーラインは消滅することになっていた。

そこで、韓国はマッカーサーライン消滅前に、漁場から日本漁船を締め出そうと先手を打って李承晩ラインを引いたのだった。



出典：【読売新聞】(2012年8月25日付)をもとに作成

・北方 4 島

4 島には、1945 (昭和 20) 年 8 月の終戦時点で国後島に 7364 人、択捉島に

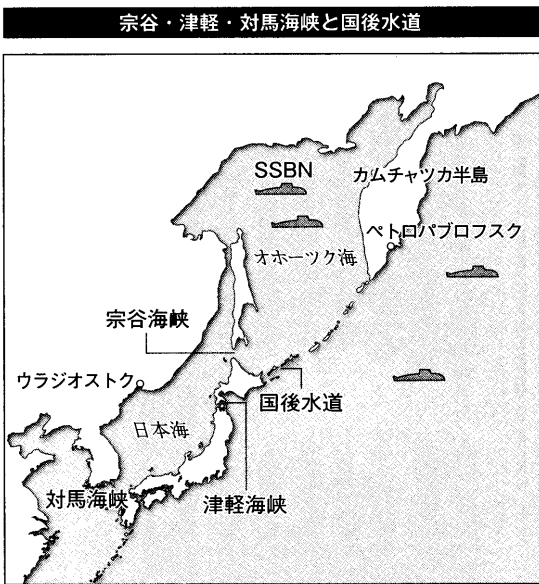
3608人、歯舞群島に5281人、色丹島に1038人の計1万7291人が住んでいた。

・ソ連のシーレーン

ソ連は冷戦時代、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦（SSBN）をオホーツク海に配備した。そして、SSBNの展開海域として水上艦艇、攻撃型潜水艦、および航空機で固めてオホーツク海を「聖域化」することによって、核戦略上の第2撃能力（敵の核による先制攻撃を受けても、生き残った核戦力で報復攻撃を行う能力）を確保していた。

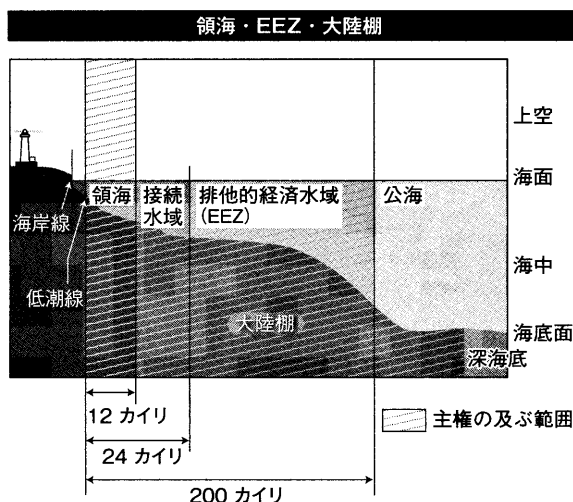
SSBNの基地はカムチャッカ半島のペトロパブロフスクにあり、SSBNがオホーツク海と太平洋を出入りするルートは、国後島と択捉島との間の「国後水道」が最適だった。水深が最大約480メートルと深く、流氷到達海域の南端に位置するため、流氷の影響を最も受けにくいルートだったからだ。ソ連にとって最重要のシーレーン（海上交通路）を形成する両島を手放すことはあり得なかったと言える。

余談ではあるが、SSBNの基地があるペトロパブロフスクとソ連太平洋艦隊のあるウラジオストクは、サハリンと日本列島がふさぐ形で位置するため、ソ連の潜水艦等は、宗谷、津軽、対馬の3海峡を通航しない限り両基地の行き来ができない。このため、仮にソ連が戦端を開く場合は、両基地のシーレーンとして宗谷海峡の制海権を確保するため、まずサハリンから北海道に陸上兵力を着上陸侵攻させると予想されていた。

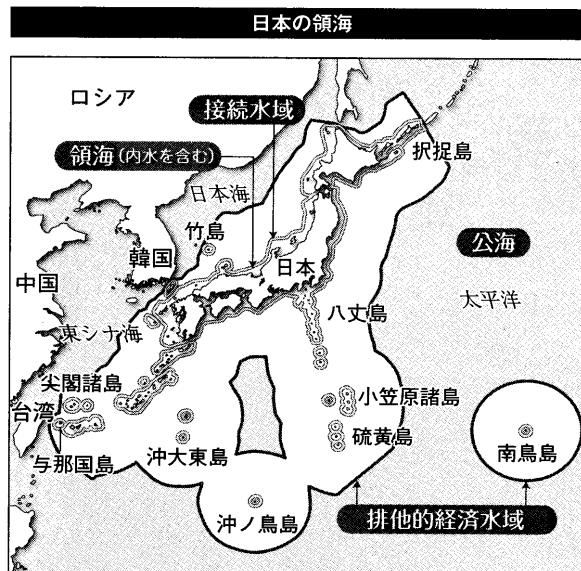


・領海

領海は「基線から測定して12カイリ（約22キロ）を超えない範囲」（国連海洋法条約3条）で、沿岸国が定めることができる海域だ。基線は通常、干潮時に海面と陸地が接する海岸の「低潮線」とされている（同条約5条）。



（「領海、排他的経済水域等模式図」[海上保安庁ウェブサイト]をもとに作成）



(「日本の領海等概念図」[海上保安庁ウェブサイト]をもとに作成)

・日本の5海峡は、領海の幅は3カイリ

ただし、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡の西水道・東水道、大隅海峡の5海峡は、外国船舶の通航が多いことに配慮して「特定海域」に指定して、当分の間、領海の幅は3カイリを維持し、それぞれの海峡に公海の海域を残した。

これは「非核3原則」(「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」)との関係でとられた措置と言われている。12カイリの幅にすると海峡全体が領海になり、米ソの原子力潜水艦などが核兵器を搭載したまま海峡を通過すれば、日本の領海に核兵器が持ち込まれたことになってしまう。これを黙認すれば非核3原則は有名無実な存在となり、問題視すれば安全保障上の危機を招きかねない。そのような事態を避けるため、公海の海域をあえて残したという。

・海洋基本法

日本は従来、省庁間の縦割りが原因で、海洋政策の司令塔が不在だったことから、省庁横断的な取り組みに後れを取ってきた。その結果、数多くの分野で海洋をめぐる問題が次々と発生してきた。こうした事態に危機感を持った超党派の国会議員が中心となって、**2007年、議員立法で海洋基本法が制定された。**

海洋基本法は、国が主導して海洋政策に取り組む体制を準えるのが狙いだ。「総合海洋政策本部」や「海洋政策担当大臣」の設置などを明記し、国土交通、農林水産、環境など各省にまたがり、縦割りの弊害や長期的視点の欠如が指摘されてきた日本の海洋政策の一元的な推進が目的とされた。

・改正離島振興法

2012年6月には「改正離島振興法」が成立した。

国の責務として無人島の増加や人口減少を防ぎ、定住を促すことを明記し、税制優遇や規制緩和を行う「離島特区制度」の創設も盛り込んだ。

・日本の島

日本の島(海岸線が100m以上)の数は、6852。人が住んでいるのは400島に過ぎない。本州、北海道、四国、九州、沖縄本島の5島を除く6847島が「離島」とされる。

・日本の最南端の島・・・中国、韓国とは関係の無い場所だが…

沖ノ鳥島が「基点」として認められる

大陸棚限界委員会の勧告で最大のポイントは、日本の最南端の島である沖ノ鳥島が大陸棚の基点として認められたことだ。

沖ノ鳥島は、後述するように、中国が「島ではなく、岩だ」と主張している。国連海洋法条約では、「島」は200カイリ（約370キロ）の範囲で認められる排他的経済水域（EEZ）の基点になるが、「岩」は12カイリ（約22キロ）の領海設定の基点にしかならない。日本が沖ノ鳥島を大陸棚の基点とする延伸申請を行うと、中国に加えて韓国までもが、沖ノ鳥島を基点とする延伸申請を認めないよう求める口上書を大陸棚限界委員会に提出した。

・中国の東シナ海開発

中国は90年代から着々と開発

東シナ海では、日本が中国との境界と主張する「日中中間線」付近で、中国が一方的なガス田開発を進めており、日中間の外交問題となっている。

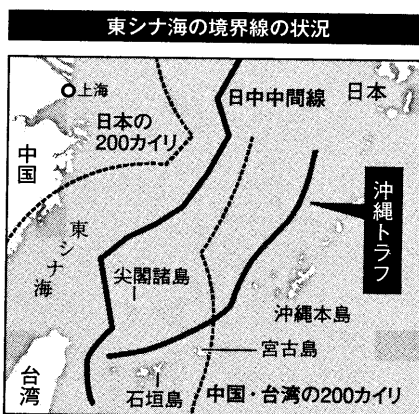
問題が表面化したのは、2004年6月のことだ。中間線から中国側にわずか4〜5キロの地点で、中国による白樺ガス田（中国名・春暁ガス田）の開発が発覚し、中川昭一経済産業相が「日本の権利を侵す可能性がある」として、中国政府に事実関係の確認や抗議をしていることを明らかにした。これをきっかけに、東シナ海における中国のガス田開発をめぐる問題が日本国内で広く知られるようになった。

中国が東シナ海で資源探査に本腰を入れ始めたのは1990年代初頭のことだ。中国海洋石油給公司（CNOOC）は92年、外資と共同で、東シナ海での資源探査事業に着手した。

調査の海域は中間線の日本側にも及び、95年12月には日本の国会でも取り上げられた。しかし、村山富市内閣は「日中関係の重要性にかんがみれば、両国は静かに理性的な話し合いを行う必要がある」（河野洋平外相）として、何の行動も取らなかった。1996（平成8）年2月には、中間線の日本側で試掘作業を行っていることも明らかになったが、村山内閣の後を継いだ橋本龍太郎内閣も「外交ルートを通じて、中国側からは近く撤退すると聞いている」（池田行彦外相）と楽観的な見通しを変えなかった。

小渕恵三内閣当時の1998（平成10）11月には、平湖ガス田が操業を開始した。平湖ガス田は、中間線から約70キロ中国寄りの海域だったため、日本政府は当時、問題視しなかった。

・東シナ海の日中境界線問題



日本政府は、「両国の海岸から等しい距離にある中間線を基に境界を画定すべきだ」と主張している。これに対し中国は、①中国大陸と沖縄などの島を基線として同列に扱うべきではない、②大陸棚は「沖縄トラフ（海底の窪み）」まで自然延長している——などとして、「沖縄トラフを境界にすべきだ」と主張している。中国が領有権を主張する尖閣諸島（沖縄県石垣市）も、中国から見ると、沖縄トラフの内側に位置している。

日中の境界について日本は「中間線を」、中国は「沖縄トラフを」と主張してきた経緯から、日本側には「日中の係争水域は、中間線と沖縄トラフの間」という固定観念が生まれたのではないか。

日本政府が「係争水域は、日中双方の200カイリ水域の重複する部分である」と主張するようになったのは、白樺ガス田の開発に抗議し、日中政府間協議が始まった2004年10月以降のことである。

・沖ノ鳥島

しかし、国連海洋法条約で規定された「島」は、沿岸から200カイリ（約370キロ）の範囲で認められる排他的経済水域（EEZ）を設定できる。沖ノ鳥島を基点に設定できるEEZは約40万平方キロ。日本の国土面積（約38万キロ）を上回る海域で、漁業資源や海底資源を日本にもたらしている。

・沖ノ鳥島：北小島と東小島の保護

保全工事では、両小島の頭頂部を埋め立てたりせず、両小島が常に海水に接するようにコンクリート護岸に作った溝をつたって海水が両小島の周囲を覆うようにした。国連海洋法条約で、「自然に形成された陸地であって、水に囲まれ」（121条1項）ていることが、島の要件とされているからだ。1994（平成6）年に保全工事は完了し、総工費は約285億円にのぼった。その後、台風の被害で東小島の一部が破損したことから、99年には、チタン製のネットを東小島に被せる工事も行われている

・南鳥島

米軍グアム基地などに近かったため、南鳥島は太平洋戦争中、日本軍の重要拠点となった。1935（昭和10）年から日本軍が駐屯を始め、飛行場や砲台、兵舎が造られた。陸海軍合わせて4000人以上もの将兵が本土から送り込まれたという。終戦後、小笠原諸島とともに、1968（昭和翌年に日本に返還されるまで、米国の統治下に置かれた。

南鳥島では、これまで船を停泊させる港がなく、船で資材などを運び入れる際に手間がかかっていた。

しかし、2010年5月に制定された低潮線保全・拠点施設整備法では、南鳥島を「特定離島」に指定し、国が直轄して港などの建設、整備を行えるようにした。特定離島に指定されたのは、南鳥島と、前項で取り上げた沖ノ鳥島の2島である。

国土交通省は同法の成立を受けて、浅瀬を深く掘り下げ、船が接岸できる岸壁の建設工事に着手し、2015年の完成を見込んでいる。完成した港は、海底資源開発の拠点として期待されている。

・「日本海」の名称変更を主張する韓国

1992（平成4）年というタイミングから推測すると、国連への同時加盟を果たし、朝鮮半島の統一機運が高まるのと歩調を合わせる形で出てきた印象がぬぐえず、「反日」とナショナリズムが結びついた主張と言うこともできそうだ。

日本で海図の作成を担当する海上保安庁海洋情報部によると、韓国は1990年代に入るまで、この問題を国連地名標準化会議あるいは国際水路機関（IHO）で提起したことがないばかりか、自国の公式海図にも「日本海」と記載していた。IHOの出版物のガイドライン「大洋と海の境界」（S-23）の改訂版を取りまとめる際にも、1986（昭和61）年の時点で韓国は「日本海（Japan Sea）」の単一表記に同意しており、韓国の海図に「東海（East Sea）」と記述したのは1995（平成7）年以降のことだという。

日本政府が指摘するとおり、「韓国自身が第二次世界大戦の日本の影響下を離れて50年近く『日本海』という名称を受け入れていた歴史的事実」（海保海洋情報部のホームページ）があるのは否定できないところだ。

・中国：海軍以外の海上法執行能力

中国は、領海だけでなく排他的経済水域（EEZ）内でも海洋権益を保護するため、海軍以外の海上法執行能力の強化に力を入れている。いわゆる「5頭の竜（ファイブ・ドラゴンズ）」と呼ばれるもので、人民武装警察に属する「海警」、国土資源部国家海洋局に属する「海監」、農業部漁政局の「漁政」、交通運輸部海事局の「海巡」、海関総署の「海関」だ。

中国は、南シナ海で領有権を主張する島に対しては、まず漁船を大挙して押し寄せさせ、その監理という名目で「漁政」「海監」を出動させる手法を取っている。2012年4月、中国とフィリピンが領有権を争うマックレスフィールド岩礁群（中沙諸島）のスカボロー礁

で、フィリピン海軍が中国漁船の取り締まりを行った際も、中国は「海監」「漁政」を派遣してフィリピン海軍の艦艇や沿岸警備艇などと長期間対峙させた。

最初から海軍を出動させると武力で威嚇したことになり、国際社会の批判を招くことになる。そのため、法執行機関である「漁政」「海監」を派遣するわけだが、実情は海軍と密接に連携した動きとみられている。「漁政」の中には、中国海軍の潜水艦救難艦を改装したものや、ヘリコプター2機を搭載できたり、機関銃を装備したりした艦船もある。

日本政府も、中国が尖閣諸島に対して実力行使する場合は、まず尖閣諸島近海に漁船が大挙して押し寄せ、次に「漁政」「海監」が出動するというケースを想定している。海上保安庁の態勢強化を当面の課題と位置づけているのも、「中国の挑発に乗って海上自衛隊を出動させれば中国側の思う壺」（防衛省幹部）と判断しているためだ。

・中国は、EEZを領海とほぼ同一視している

しかし、中国はこの考えを貫いており、2009年3月に起きたインペッカブル事件も、EEZに対する中国の恣意的解釈が背景にある。

インペッカブル事件とは、米海軍の調査船「インペッカブル」が南シナ海の海南島の南方120キロの公海上で調査活動をしていたところ、中国の漁船、「漁政」、「海監」、海軍の情報収集艦の計5隻がインペッカブルを取り囲み、調査の妨害活動を行った事件である。

中国艦船は妨害にあたって、航行を阻止するため進路直前に木材を投げ込んだり艦船を停止させたりしただけでなく、インペッカブルの曳航ソナー（水中音波探知機）を取りはずそうとしたという。米国務省が事件を公表し、中国に対し正式に抗議したのに対し、中国外務省は「米側の行為は国際法および国内法に違反している」と反論した。

・中国海軍のシーレーン

中国の海上戦力は「北海艦隊」（司令部・青島）、「東海艦隊」（司令部・寧波）、「南海艦隊」（司令部・湛江）からなる。しかし、3艦隊の基地はいずれも東シナ海と南シナ海に面しており、西太平洋に抜けるにはバシー海峡か南西諸島を通過するしかない。

中国海軍の艦船が定期的に西太平洋に進出し始めたのは2008年以降だが、いずれのケースも沖縄本島と宮古島の間が艦船の通路となっている。



(「中国安全保障レポート2011」【防衛省防衛研究所】をもとに作成)